

# 特定非営利活動法人 P O P O L O 役員等職務権限規程

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 P O P O L O (以下「当法人」という。) の役員等の職務権限を定め、業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

### (法令等の順守)

第2条 役員は、法令、定款及び当法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

### (適用範囲)

第3条 この規程における役員等とは、以下のとおりとする。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 事務局長

## 第2章 理事の職務権限

### (理事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令、定款及び各規程の定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

### (理事長)

第5条 理事長は、当法人の業務を統括し、業務執行の最高責任者として当法人を代表し、法令、定款及び各規程に従い、その業務を執行する。

2 理事長の職務権限は、以下のとおりとする。

- (1) 事業計画の策定及び実施方針に関すること。
- (2) 予算の原案を作成すること。
- (3) 決算に関すること。
- (4) 理事会・総会その他重要な会議に関すること。
- (5) 定款、規程等の制定、改廃に関すること。
- (6) 監督官庁に対する重要事項の許可・承認・届出・報告に関すること。
- (7) 組織及び権限の委任に関すること。
- (8) 人事制度、給与制度に関すること。
- (9) 職員の任免、休職、復職、異動等に関すること。
- (10) 職員の昇給、昇格及び昇任に関すること。

- (11) 職員の表彰及び懲戒処分に関すること。
- (12) 役職員の出張に関すること。
- (13) 重要な契約の締結に関すること。
- (14) 重要な財産の取得、賃貸借及び処分に関すること。
- (15) 重要な業務の委託又は受託に関すること。
- (16) 取引金融機関の決定又は変更に関すること。
- (17) 事業資金の借入又は償還に関すること。
- (18) 予備費の使用に関すること。
- (19) 予算の流用に関すること。
- (20) 基金に関すること。
- (21) 会費に関すること。
- (22) 訴訟行為・損害賠償等に関すること。
- (23) 労働契約に関すること。
- (24) 登記に関すること。
- (25) 寄附金の受入に関すること。
- (26) その他法人の重要な事項に関すること。

(副理事長)

第6条 副理事長の職務権限は、以下のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この団体の業務を執行すること。
- (2) 理事長に事故あるとき又は欠けたとき、理事長の業務の執行に係る職務を代行すること。

### 第3章 監事の職務権限

(監事の職務権限)

第7条 監事の職務権限は、以下のとおりとする。

- (1) 理事の業務執行の状況の監査。
- (2) 当法人の財産の状況の監査。
- (3) 前2号の監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合、総会又は所轄庁への報告。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合、総会の招集。
- (5) 理事の業務執行の状況又は当法人の財産の状況について、理事への意見陳述、若しくは理事会の招集の請求。
- (6) 事業年度終了後、事務局より事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を受領し、これらの書類について監査。日常の監査を踏まえて監査報告書を作成し、総会に提出すること。

(監事の職務に対する協力義務)

第8条 前条に掲げる監事の職務執行については、事務局はその補助を行い、理事は協力しなければな

らない。

#### 第4章 事務局長の職務権限

(事務局長の職務権限)

第9条 事務局長は、理事長の命に従い、次の職務を行う。

- (1) 年次事業計画及び予算の執行を適切に行うための、日常業務の監督調整。
- (2) 各事業所の管理及び運営。
- (3) 職員の適切な人員配置、研修計画及び評価の仕組みの構築。
- (4) 前各号に準ずる事項の事務処理及び理事会への報告。

#### 第5章 改 廃

(改廃機関)

第10条 この規程を改正・廃止するためには、理事会の決議を経なければならない。

#### 附 則

この規程は平成31年4月1日より施行する。